

インターンシップやトライアル雇用等を通じた若年者の安定就労・自立した生活の推進

資料：厚生労働省リーフレット

2005（平成17）年9月末時点で、全国の従業員数301人以上の企業のうち、各地の労働局に対して行動計画作成の届出があったのは、全体の84.4%である。

2 その他の企業等における取組

企業における仕事と家庭の両立支援策や働き方の見直しなどの子育て支援策の一層の積極的な推進を図るとともに、政府の少子化社会対策について官民での意見交換を行うため、2005（平成17）年5月及び10月、関係閣僚と経済界・労働界の団体のトップで構成する「子育て支援官民トップ懇談会」（以下「トップ懇」という。）が官邸で開催された。トップ懇では、仕事と家庭・子育ての両立がしやすい社会をつくるため、国民的な運動を行っていくことが重要であるとの認識が示された。

トップ懇を構成する日本経済団体連合会ほか7団体のメッセージを掲載。

企業における取組として、「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）の考え方が広まりつつある。この考え方は、子育てをしている社員だけでなく、全ての社員が働き方を見直す等によって、仕事と生活の調和を図ることが、生産性の向上や企業の業績向上につながっていくというものである。企業における子育て支援の先進的事例を紹介。

第3章 地方自治体における取組

第1節 少子化対策における地方自治体の役割

1 地方自治体の役割の重要性

少子化対策において地方自治体（都道府県及び市町村）の役割は、極めて重要である。その理由は、子育て支援施策の多くが地方自治体、特に市町村を中心に実施されていること、あわせて、地方自治体にとって、少子高齢化が進展し、既に人口減少社会を迎えている地域が多く存在するなど、地域の少子化傾向に歯止めをかけることが地域社会の活力の維持や発展のために不可欠だからである。

2 次世代育成支援のための行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、全都道府県及び全市町村に次世代育成支援のための行動計画の策定が義務付けられた。行動計画の策定にあたってはニーズ調査を実施するなど住民の意見を反映するとともに、計画を公表し、また、各年度において実施状況を把握、点検しつつ、実施状況も公表することとなっている。

第2節 各都道府県知事からのメッセージ

行動計画は、2005（平成17）年7月1日現在、46都道府県において策定されている。市町村（特別区（23区）を含む）においては、2,418団体のうち、策定済みが2,388団体、未策定が30団体とな

っている。

47都道府県から寄せられた、それぞれの次世代育成支援行動計画の趣旨や今後の少子化対策の抱負等に関する知事のメッセージを紹介する。（概要では東京都の例を掲載）

東京都次世代育成支援行動計画

東京都知事 石原 慎太郎

都市化の進行は家族や地域の形を大きく変え、子どもを取り巻く環境にも大きな変化をもたらしました。特に少子化の進行は著しく、東京ではこれが顕著に表れています。

結婚や出産は、個人の価値観や人生設計に深く関わる問題ですが、子どもを産み育てたいと望む人たちが安心して子育てすることができる環境を整備することは、行政はもとより社会全体で取り組むべき重要な課題です。

このような認識に立ち、東京都では、大都市のニーズと特性を踏まえた福祉サービスの基盤整備や青少年育成のための総合的な取組などを一層充実・発展させていきます。

第3節 地方自治体における独自事業の展開

1 地方自治体の独自事業

都道府県及び市町村は、少子化対策として、国の事業ばかりでなく、それぞれ独自事業（国基準への上乗せ事業または独自の単独事業）を実施している。都道府県による独自事業の実施状況をみると、「乳幼児医療費助成」はすべての都道府県で実施されており、「ひとり親家庭支援」、「私立幼稚園への経常経費補助」、「認可外保育施設への補助」、「放課後児童健全育成事業」、「障害児保育」の独自事業は、半数以上で実施されている。

市町村による独自事業の実施状況をみると、「保育料の減免措置」がほぼすべての市町村で実施されており、「保育料の独自徴収基準の設定」、「妊産婦検診や乳幼児健診」、「各種手当の支給」、「保育所職員の加配」、「ひとり親家庭支援」の実施も多い。

2 地方自治体における独自事業の具体的内容

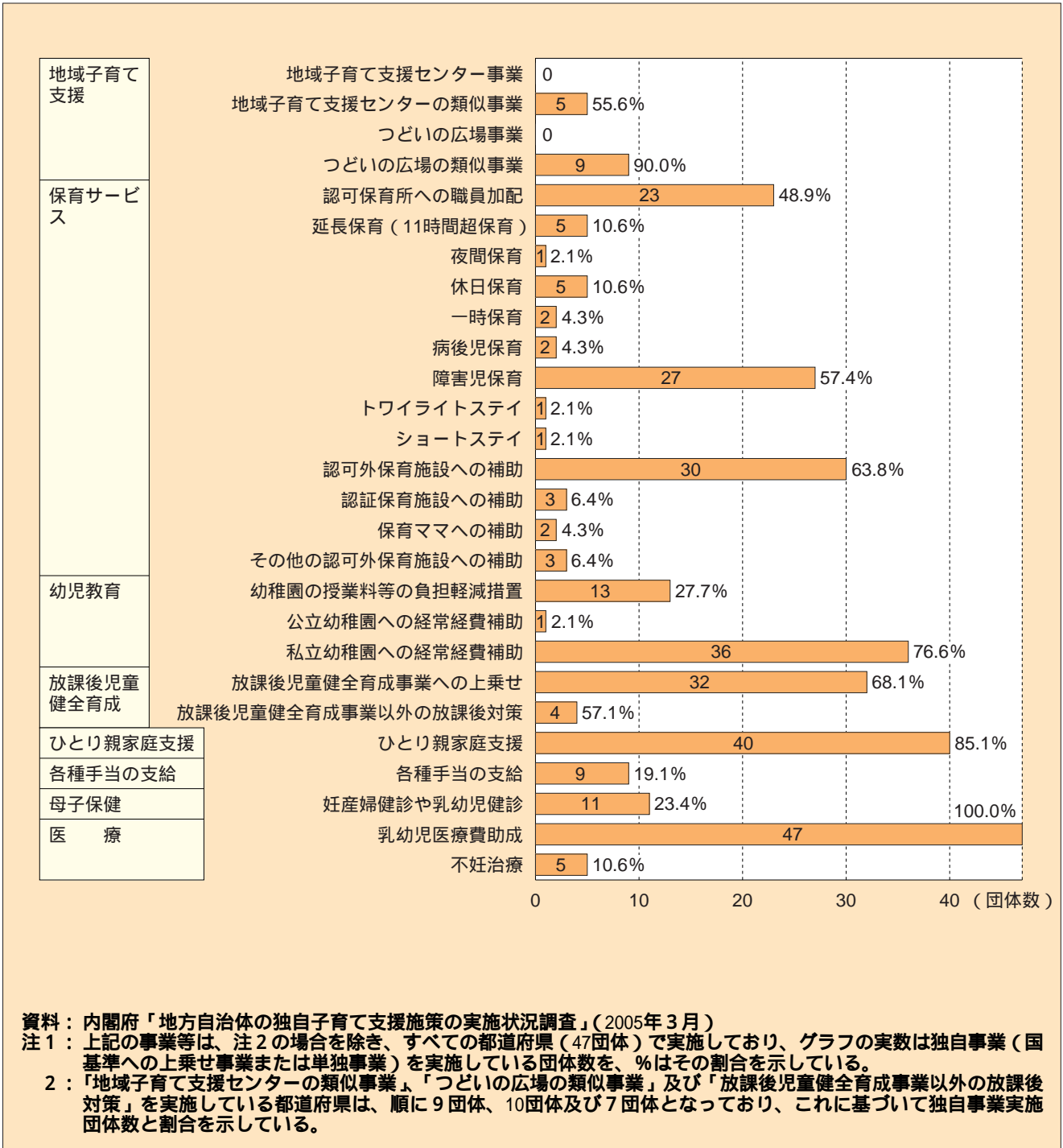
地方自治体の独自事業の内容は、地域のニーズやその自治体の少子化対策に対する姿勢を反映して、実に様々である。ここでは、調査対象とした事業分野の中から、「地域子育て支援」、「保育サービス分野」、「各種手当の支給」、「医療」、「母子保健」について、具体的に紹介する。

認可保育所はほとんどすべての市町村に設置されている。保育サービスの実施にあたっては、保育料の軽減や職員の加配等の措置、一時保育事業などへの上乗せ補助など、様々な独自事業が実施されている。認証保育所を含む認可外保育所への補助もある。

幼稚園（公立・私立）は約8割の市町村に設置されている。その運営に対して、経常経費への補助や預かり保育の実施、職員の加配のほか、授業料等の負担軽減措置などの独自事業が実施されている。

児童手当や児童扶養手当以外に、各種手当支給事業が実施されている。具体的には、「出産祝い金の支給」、「出産祝い品（記念品）の贈呈等」、「入学祝い金の支給」、「入学祝い品（文具や記念品の贈呈等）」、「育児手当の支給」がある。

第1-3-1図 都道府県における各種子育て支援策の国基準への上乗せ事業
または都道府県単独事業としての実施状況



第3章

乳幼児医療費助成事業は全国的に普及している独自事業である。2005（平成17）年4月1日現在で、全ての都道府県とほとんどの市区町村が実施している。実施方法は、都道府県の制度を市町村がそのまま実施したり、市町村が都道府県事業に加えて独自の給付を行ったりする場合がある。その結果、対象となる児童の年齢、自己負担の有無、所得制限の有無、助成の方式等は多様なものとなっている。